

※いじめの定義（いじめ防止対策基本推進法第2条）

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

未然防止

全教師がいじめ問題の重要性を認識し、いじめの早期発見に努める。

- 平素から生徒と接する機会や場を多くし、温かい人間関係を築く。
- 生徒の言動や表情をすばやく察知し、全職員の共通理解、共通実践に努める。
- どんな小さな事例でも、学級活動や生徒会活動を使って考えさせ、生徒の自浄作用力を育てる。
- 校外の様子については保護者、地域住民、外部機関との緊密な連携を図り、情報の入手に努める。

・ <そのために>

- ・ 日常の「朝の会、帰りの会」、「学級活動」「道徳」「教育相談」などの充実を図る。
- ・ 出欠の点検や健康観察を適切に行う。
- ・ 授業、休憩時間、放課後等の生徒の動向を的確に把握する。（休憩時間や放課後等の校内巡視）
- ・ 教科担任、部活動顧問、養護教諭等と学級担任、学年部との連携を密にする。
（生徒指導委員会の定期的な開催、保健室利用カードの活用）
- ・ 家庭や地域住民、外部機関との連携を図る。（家庭訪問、記録簿の活用）



〔学校で分かるいじめ早期発見チェック〕
※学校楽しいーと、いじめアンケート、教育相談
こころの状態チェック、スクールカウンセラー

〔家庭で分かるいじめ早期発見チェック〕
※チェックシート別紙参照



早期発見



基本施策

- 事実を的確に把握する。（いじめの実態を的確に調査する）
- 問題の共有及び共通実践のために、連絡、相談、報告を確実に実践する。
（校長、教頭、生徒指導主任、学級担任の連携を緊密に図る）
- 迅速に対応する。（迅速に対応するとともに保護者に対応について共通理解する）
- いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間別室などにおいて学習を行わせる措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- いじめの再発を防止するための指導法の工夫・改善に努める。

<そのために>

- ・ いじめられた生徒や悩む生徒の心の支えになる。（いじめられたと主張した生徒の気持ちを第一に尊重する）
- ・ いじめられた生徒の成長を促す工夫をする。（本人の長所に気づかせ、自信を持たせる）
- ・ いじめた生徒に対しても言い分を聞き、辛抱強く指導する。
（受容する態度で接しながら、「いじめ」は許さないということを強く指導する）
- ・ 傍観者をつくらないため、学級（学年）での指導を工夫する。
（生徒がいつでも、どこでも相談できる雰囲気の日頃からつくっておく）
（問題を明らかにし、温かく包み込む学級集団づくりに努める。）

インターネットを通じて行われるいじめへの対策

- 生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、道徳での授業やソーシャルスキルトレーニング、外部講師を招いた情報モラル教室などを行う。また、啓発活動としてはPTAの機会等も利用していく。

重大事態への対処

重大事態とは・・・

- いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、いじめ防止推進法第28条に規定する又は上記の生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- 例 ・ 生徒等が自殺を企図した場合 ・ 身体に重大な傷害を被った場合
・ 金品等に重大な被害を被った場合 ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安の機関にかかわらず、以下の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

イ 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設定する。

- 調査組織の構成

調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実確定を行うことができるよう構成すること。このため、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする。

- 調査方針の説明

- ・ 「いじめはなかった」などと断定的に説明してはならない。
- ・ 被害生徒、保護者の心情を害する言動は厳に慎む。
- ・ 被害生徒、保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築する。
- ・ 調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対して、以下の事項について説明する。

- ① 調査目的・目標
- ② 調査主体（組織の構成、人選）
- ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ④ 調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする生徒・教職員の範囲）
- ⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）
- ⑥ 調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等を行う。

いじめ・不登校問題に対する組織的な取り組み

